

2023年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 一部委託事業所説明会におけるQ&A

質問	回答
<p>チャットでも質問したが、委託料に関して文書で表したものがあればいただきたい。前任者からメモで教えてもらっただけで不安なので。</p>	<p>令和3年4月1日以降の介護予防支援及び・介護予防ケアマネジメント等に係る金額は、初回の場合は、7689円、継続の場合は4563円です。一部委託事業所への委託割合が82%ですので、初回の場合は6304円、継続の場合は3741円を委託料としてお支払いしています。 また、委託連携加算は1回につき3126円で、委託割合は100%です。</p>
<p>契約の終了に係る申出書(解約・非更新)の出来た背景を知りたいことと、違いがわかりづらかったのでまた説明の機会がありましたらよろしく願います。</p>	<p>背景:契約期間に関して契約書で定めておりますが、今まではケアマネジメントが必要でない状態の利用者様より口頭で契約解除の申し出をいただいておりますが、意向の確認や記録の不十分さから誤認が生じてしまった事例もあり、契約書記載内容に立ち返り契約の終了について適切な手続きを行うこととなりました。 契約の終了に係る申出書のうち、解約とは契約期間満了日が残っているが、利用者が契約終了の申し出の意向を示した場合をいいます。非更新とは、要支援認定の有効期間満了日以降、要介護認定等の更新申請を行わなかった場合や、事業対象者が事業対象者となった日から1年経過後、サービス利用がなく、基本チェックリストの実施を行わなかった場合をいいます。事業対象者認定は継続していますが、当法人との契約は更新しない(=非更新)となります。</p>
<p>契約終了の申出書の件で、利用者に同意を得られなければ(解約せず保留の希望が強い場合)6ヶ月以上サービスの利用がなくても契約を続行しなければならないのか?</p>	<p>契約を終了することについて、趣旨を説明して同意を得る必要がありますが、やむを得ず同意を得られない場合や、意思を確認できない場合はご相談ください。</p>
<p>プランチェックの評価表の返信については担当者判断で返信しなくてもいいのか</p>	<p>ケアプランチェックの実施目的は、ケアマネジメントのプロセスをふまえ、利用者本位の選択を支え自立支援につながるものになっているか、運営基準を順守したものになっているか、適切な給付が行われているかなどの確認であり、それらの確認は従来通り行います。ただし、特に意見がない場合に限り、ケアプランチェック担当者は確認に対する回答を省略するという意味です。今後も、支援に関してのご相談や、インフォーマルサポートのご紹介依頼などがありましたら、恐れ入りますがケアプランチェック担当者へご連絡いただきますようお願いいたします。</p>
<p>重要事項説明書で令和4年10月27日以降に契約している場合のみ、追記の説明が必要なのはなぜでしょうか。</p>	<p>令和4年10月28日以降に契約を行っている利用者へは、契約時に追記事項の説明を行ったうえで署名をいただいております。10月27日以前は追記事項の説明を行えていないため、モニタリング等で、資料「別紙4」を用いて、委託事業所の皆さまへ説明と同意をいただけますよう、ご協力お願いいたします。 また、利用者一覧の中には、終了書類の提出を行っていただいているケースが含まれている可能性があります。その場合の対応については、お手数をお掛けしますが、総合支援センター本部までご連絡いただけますようお願いいたします。</p>
<p>サービスを利用していない利用者様の保留の通知書がありますが、いったん保留にされた場合の後の対応について</p>	<p>ケアマネジメント保留に係る通知書(非更新)ですが、契約期間満了日までは、担当のケアマネジャーがいない状態で、管轄の地域総合支援センター内でケースを保管いたします。契約期間満了日までに、改めてサービスや支援が必要になった場合は、管轄のセンターにご相談いただけますと、対応をさせていただきます。特にご連絡がなく、サービスや支援がすぐに必要ではない場合は、当初の申出書のとおり「契約の終了に係る通知書(様式1-2)」で契約期間満了のため契約を終了する旨の通知書を送付させていただきます。契約終了後も困りごとの相談があった場合には、地域総合支援センターで相談対応をさせていただきますので、その旨、ご利用者様にもお伝えいただけますと幸いです。</p>
<p>福祉用具の例外給付のところで、必要な手続きを行ったうえでありますが、必要な手続きとは何でしょうか?</p>	<p>ご質問は、一部委託業務の流れP12「福祉用具貸与の例外給付承認後は、モニタリングにより必ずその必要性を見直し、必要な手続きを行った上で、その結果を支援記録に入力する」の箇所と思われます。 必要な手続きとは、厚生労働省発「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」第30条二十四「介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない」とあり、記載されている内容を指します。</p>